報告第４７号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　１９，８００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和７年７月１７日午後１時３０分頃、市立国府津中学校において、部活動中に野球ボールが防球ネットを越えて、近隣の相手方住宅の窓ガラスに当たり、これを破損させた。